

船舶事故等調査報告書

平成21年12月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第311号	
事故種類	遊泳者負傷	
発生日時	平成21年8月16日（日） 14時50分ごろ	
発生場所	石川県金沢港西防波堤灯台から真方位101° 1,790m付近 (概位 北緯36° 38.4′ 東経136° 37.2′)	
事故等調査の経過	平成21年10月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 水上オートバイ ^{アミーゴ} AMIGO、長さ1.97m</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 244-21135石川、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	操船者、操縦免許を受有していなかった。	
死傷者等	操船者 なし 遊泳者 右腹部挫創	
損傷	なし	
事故等の経過	本船は、平成21年8月16日14時00分ごろ、操船者が1人で乗り組み、石川県内灘町内灘海水浴場付近を出発し、同海水浴場沖を約5km/hの対地速力で遊走中、同時50分ごろ、遊泳者と接触した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 4、視界 良好	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、内灘海水浴場沖において遊走中、遊泳者に気付かずに航行したため、遊泳者と接触したものと考えられる。 本船は、操船者が無資格で操縦技術が未熟であったため、適切な見張りを行っていなかったことから、遊泳者に気付かずに航行したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が内灘海水浴場沖において遊走中、操船者が適切な見張りを行わなかったため、遊泳者に気付かずに航行し、遊泳者と接触したことにより発生したものと考えられる。	